

県・市管理公園の一体的 Park-PFI による道の駅等活性化調査業務 公募型プロポーザル方式実施要項

1 対象事業の目的

本市の湖岸エリアは風光明媚で、ポテンシャルの非常に高い地域であり、積極的な民間投資が行われている反面、まだまだそのポテンシャルを活かしきれていないという課題がある。こうした中、「道の駅」としての機能に限定せず、琵琶湖畔の立地ポテンシャルを最大限に活かし、多くの来訪者が見込めるエリアとなるよう、本市が地方創生の5つの柱の1つとしてこれまで取り組んできた「自転車を軸とした観光振興」と連携することで、本市独自の「道の駅」を核とした周辺施設の整備可能性について検討するもの。

2 業務名

県・市管理公園の一体的 Park-PFI による道の駅等活性化調査業務

3 業務場所

守山市木浜町地先および受託者事務所内

4 業務内容

別紙「県・市管理公園の一体的 Park-PFI による道の駅等活性化調査業務 特記仕様書」のとおり

5 見積上限価格

金 8,000,000 円（消費税および地方消費税を含む。）

6 履行期間

契約締結日から令和2年3月9日まで

7 プロポーザル方式の採用の具体的な理由

本業務は、行政（県市）が連携して Park-PFI に取り組むことにより、低未利用の琵琶湖岸の第2なぎさ公園（県管理）、美崎公園（市管理）、新川（市管理）等を一体的に活用する手法の検討、さらには湖岸道路（県道）によって分断された、対象エリアについて、一体的に利活用するための手法検討であり、そのための民間需要の把握や「道の駅整備」に係る基本計画の作成等である。

この調査業務に際しては、本市の位置・沿革、交通、自然、歴史、文化、産業、観光、法規制等の現状や他市町村の「道の駅」の先進事例などを把握し、受注者の

知見を活かした「道の駅」整備構想が求められることから、価格だけの競争にはなじまないため、プロポーザル方式を採用する。

8 プロポーザル方式の種別

公募型プロポーザル方式

9 事業の全体スケジュールおよび受注者決定までの事務手順

・実施要項発表	令和元年9月20日（金）
・質問締切	9月25日（水）
・質問回答	9月27日（金）
・提案書提出期限（必着）	10月4日（金）
・予備審査通知発表・発送	10月8日（火）
・プレゼンテーション審査	10月10日（木）
・審査結果発表・通知（予定）	10月16日（水）

10 公募条件、応募期間、募集方法

別紙「県・市管理公園の一体的 Park-PFI による道の駅等活性化調査業務の実施にかかる公告」および「公募型プロポーザル方式提案業者募集要項」のとおり

11 プロポーザル方式等の実施概要

提出された提案書、提出書類をもとにプレゼンテーション審査を行う。なお、募集要項に基づき、期限内に提出された書類（申込書や提案書等指定した書類）を事前に予備審査し、要件を満たした者のうち、上位3者程度に対し、プレゼンテーション審査を実施する。なお、プレゼンテーション審査の実施については郵送で通知し、プレゼンテーションの審査結果については令和元年10月16日以降に通知する。

12 提案書作成要領

(1) 本市の現状把握

平成30年度に実施した「守山市湖岸エリアにおける自転車の道の駅事業化方策検討支援業務」の報告書を添付するので熟読の上、作成すること。

(2) プロポーザル提案内容について

業務を遂行するにあたり、以下について提案すること。

ア 実施方針

本業務は、プロポーザル方式の実施により提案者を選定するため、仕様書には作業の詳細な方法やスケジュール等は記載していない。よって、特記仕様書に記載のない事項や具体的な手法等は、提案者の提案事項によるものとする。

イ 現状と課題について

平成 30 年度に実施したサウンディング型市場調査の結果、ある一定の民間投資が見込めることが判明したものの、より実現の可能性の高い、具体性のある「道の駅」と周辺施設の計画が必要となっており、当該施設を整備することで、本市湖岸エリアにある既存誘客施設とも連携した一体的な活用が図られるエリアとなるような整備計画が必要となっている。

ウ 提案書の内容について

以下の(ア)から(オ)の内容について、提案書に記載すること。なお、内容は調査内容と重複することもあるが、提案者の経験、知見等を活かし、現状を把握し、想定し得る内容で具体的かつわかりやすく記載すること。

(ア)調査業務の実施方針および調査体制、スケジュール（案）

(イ)今回調査する「道の駅」と周辺施設の具体的な整備イメージ、将来像

※次の 6 点を踏まえた上で記載すること。

- ・「道の駅」を含む周辺施設の整備コンセプト
- ・誘客ターゲット層
- ・エリアごとの整備イメージ
- ・本市湖岸にある誘客施設との連携のあり方
- ・本市の「道の駅」の独自性
- ・想定される集客数
- ・誘致が可能である具体的な企業や施設名

(ウ)調査実施にあたっての具体的なヒアリング対象

(エ)整備に係る行政負担の軽減策、費用対効果

(オ)民間参入意欲の促進策

エ 提案内容への注意事項

(ア)提案内容が抽象的で内容を理解できないものでないこと。

(イ)提案内容が曖昧で実現性および効果を確認できないものでないこと。

(2) 提案書の様式および部数 各 4 部（正本 1 部、副本 3 部）

下記書類は指定部数を紙で提出すること。また、②、③、④、⑤については電子媒体（CD-R 1 部）でも提出すること。

- ① 提案書鑑（提案様式 1）
- ② 提案者（会社）概要書等（提案様式 2-1）
- ③ 提案書（任意様式）
- ④ 業務工程表（提案様式 4 もしくは任意様式）
- ⑤ 見積書（提案様式 5）

(3) 提出方法

提出場所へ持参・もしくは郵送（期限内に必着とし、消印有効ではない）とす

る。なお、提出した書類は、差し替えおよび再提出は認めない。

(4) 提出期限

令和元年 10 月 4 日（金）正午まで

(5) 提出場所

守山市総合政策部地域振興・交通政策課

(6) 記入上の注意

- ・ 特記仕様書等を熟読のこと。
- ・ 提出期限に遅れたものは失格とする。
- ・ 提出書類に虚偽が認められたものは失格とする。

13 質疑応答

本プロポーザルに関連して疑義のある方は、質問書（様式 6）にて、令和元年 9 月 25 日（水）午後 5 時までに上記 12(5) 提出場所宛に提出すること。提出方法は、電子メールまたは F A X、郵送等（当日消印有効）によるものとする（提出された場合には、受信確認の連絡をすること）。電話および口頭による受付は不可とする。

質問書の内容およびそれに対する回答は上記 12(5) 提出場所の窓口および市のホームページで 9 月 27 日（水）までに掲載する。

14 予備審査の実施および結果通知

(1) 審査

本プロポーザルに参加を希望する者から提出された前記 12(2) の提出書類を基に予備審査を行い、最大 3 者程度を選定後、令和元年 10 月 8 日（火）以降に審査結果を通知する。

(2) 審査委員構成

予備審査は、政策監、地方創生技術指導員、地域振興・交通政策課課長の 3 人の審査委員（以下、「審査委員」という。）が行う。

(3) 審査項目

- ア 募集要項に関する要件審査（同種・類似の業務実績あれば評価の対象とする）
- イ 業務体制、スケジュールの妥当性
- ウ 本業務への理解度（現状と課題分析含む）
- エ 提案内容の論理性（一貫した整備イメージ）
- オ 「道の駅」とその周辺施設整備イメージの具体性・期待度
- カ 提案内容全体から感じられる意欲・積極性

15 審査の実施および結果通知

(1) 審査

本プロポーザルに参加を希望する者から提出された前記 12(2)の提出書類を基に審査を行い、令和元年 10 月 16 日以降に審査結果を通知する。

(2) 審査委員構成

プロポーザル等の審査は、本市政策監、総合政策部長、都市経済部長、都市活性化局長、地方創生技術指導員の 4 人の審査委員（以下、「審査委員」という。）が行う。

(3) 審査項目

- ア 募集要項に関する要件審査（同種・類似の業務実績あれば評価の対象とする）
- イ 業務体制、スケジュールの妥当性
- ウ 本業務への理解度（現状と課題分析含む）
- エ 提案内容の論理性（一貫した整備イメージ）
- オ 「道の駅」とその周辺施設整備イメージの具体性・期待度
- カ 「道の駅」とその周辺施設整備イメージと既存誘客施設との一体性
- キ 提案内容の具体性・計画性・実行性
- ク 行政負担軽減策の実現性、費用対効果の可能性
- ケ 民間参入意欲促進策の実現性
- コ 提案内容全体から感じられる意欲・積極性

(4) 選定

- ・審査委員において、提案書内容を総合的に審査および評価を行い、最高得点者を本業務の受託候補者として選定する。

(5) 審査結果の通知

令和元年 10 月 16 日（水）以降に審査結果の通知文を発送する。

15 失格条項等

プロポーザルの参加者が次の事項のいずれかに該当した場合は、審査会において審査し、その参加者を失格とする。

- (1) 提案書の提出書類の提出方法、提出先に適合しない場合。
- (2) 提案書の提出書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合。
- (3) 提案書の提出書類に虚偽の内容が記載されている場合。
- (4) 本提案依頼書に定められた方法以外の手法により、市の職員にプロポーザルに対する援助を直接、間接に求めた場合。
- (5) 本提案書の内容に違反または逸脱した場合。

16 審査結果に対する苦情申立てについて

審査結果について不服がある場合、審査結果の通知があった日から7日（守山市の休日を定める条例（平成2年条例第1号）第1条に規定する市の休日を除く。）以内に、市長に対して文書により苦情の申立てを行うことができる。

この申立てをする場合、守山市総合政策部地域振興・交通政策課までその旨を記載した苦情申立書（様式7）にて提出すること。

17 提案書の公開等

提案書の内容に関する著作権は、作成者に帰属することとする。ただし、守山市は、採択した提案書の内容を無償で使用できるものとする。また、応募された提案書は返却しない。

本件に関して公文書公開請求があった場合は、守山市情報公開条例（平成11年条例第21号）に基づき、提案書類を公開することとする。

18 提案に係る費用の負担に関する事項

- (1) 提案書の作成、提出その他の提案に係る一切の費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された資料は、返却しない。

19 問い合わせ先

〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

守山市総合政策部地域振興・交通政策課 担当：榊・山本

電話 077-582-1165

FAX 077-582-0539

E-mail chiikishinko@city.moriyama.lg.jp